

令和8年度南城市水道事業の「水質検査計画」を策定しましたので下記のとおりお知らせします。

記

1 水質検査計画策定の理由

平成16年4月1日付け水道法施行規則の改正により、水道事業者は水源種別や過去の水質検査結果及び水質管理上留意すべき事項などを総合的に検討して、水質検査等の内容を定めた「水質検査計画」を策定することが義務付けられました。

また、同検査計画は毎事業年度の開始前に需要者に公表することとされています。

2 基本的な方針

水質検査には、水質基準に適合しているかどうかを判断するための検査と、原水から浄水処理、送・配水に至るまでの一連の水質管理の状況を確認するための検査があります。

水質検査計画は、水質基準への適合を確認するための水道法第20条に基づく水質検査について作成するものです。検査項目については、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等、また検査計画に位置づけることが望ましいとされている水質管理設定項目及び水道水がより安全で良質であることを確認するために必要とする水質項目とします。

3 安全で安心した水道水を給水するため、次のような水質検査を行います。

(1) 法令検査（品質保証のための検査）

給水末端の給水栓（蛇口）において、法令で定めた水質検査項目について毎日検査、毎月検査、3か月に1回検査、年1回検査等を行います。

(2) その他、水質検査計画の詳細については次のところにお問い合わせ下さい。

*水質検査計画閲覧場所：南城市役所公式HP、水道課窓口

この水質検査計画について皆様のご意見をお寄せ下さい。皆様のご意見は今後の水質検査計画作成の参考とさせていただきます。

ご意見お問い合わせ先

南城市役所 上下水道部 水道課
〒901-1495 南城市佐敷字新里 1870 番地
TEL:098-917-5347 FAX:098-917-5434



南城市水道事業

令和8年度 水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査とは、水質基準に適合し、安全であることを保障するために不可欠であり、水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

水質検査計画の内容

- 1 はじめに
- 2 基本方針
- 3 水道事業の概要
- 4 水道水の状況
- 5 検査地点
- 6 水質検査項目及び検査頻度
- 7 水質検査の方法
- 8 臨時の水質検査
- 9 水質検査計画及び検査結果の公表
- 10 水質検査の精度と信頼性保証
- 11 関係者との連携

1 はじめに

水質検査計画とは、平成16年4月1日改正の水道法施行規則により、水道事業者は原水から給水栓に至るまでの水質の状況、過去の水質管理上留意すべき事項などを総合的に検討し、自らの判断により水質検査等の内容を定めた水質検査計画を策定し、水道の需要者に対して情報を提供するとされている。南城市水道事業ではこれらの変更に基づき、水質検査を実施する。

2 基本方針

- (1) 水質基準に適合した安全な水道水を給水するために、浄水の状況を踏まえて水質検査項目等を定めた水質検査計画を策定する。
- (2) 検査地点については、水質基準が適用される配水系統末端の給水栓とする。
- (3) 検査項目については、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等、また検査計画に位置づけることが望ましいとされている水質管理設定項目及び水道水がより安全で良質であることを確認するために必要とする水質項目とする。
- (4) 検査頻度については、次のとおりである。
 - ア 水道法施行規則第15条第1項の第1号に基づく「毎日検査」を給水栓にて行う。
 - イ 同条規則第1項の第2号に基づく「毎月検査」を給水栓にて行う。
 - ウ 過去の検査結果が良好で水質基準を満たしていることから、3年に1回以上に検査頻度を緩和することが可能な検査項目についても、水質の安全性を確認するために、検査頻度を減らさずに全項目検査を年1回行う。

3 水道事業の概要

(1) 南城市の水道

本市は沖縄本島南部の東海岸、県都那覇市から南東へ約12kmに位置し、南西18km、南北8kmの広がりを持ち、面積は49.940km²で、北は与那原町、西は南風原町、八重瀬町にそれぞれ接しています。

水源地をもたない本市は、沖縄県企業局の西原浄水場系の浄水を津波古分岐、親慶原分岐、大里分岐にて受水し、配水池等を経由して水道水を供給しています。

(2) 令和7年度における給水状況は次表のとおりである。

項 目	内 容
給 水 区 域	市内全域
給 水 人 口	46,917 人
普 及 率	99.9 %
給 水 戸 数	20,346 戸
給 水 栓 数	16,855 栓
水 源 種 別	浄水受水
一 日 平 均 配 水 量	13,593 m ³
年 間 有 収 水 量 率	93.3 %

※数値は令和6年度南城市水道事業決算書より抜粋

4 水道水の状況

浄水については、水質の基準値内であり、安全で良質な水であるといえる（別表1参照）。

5 検査地点

採水場所は配水系統ごとに市内9箇所を設定し毎月検査を行う（図1参照）。毎日検査は4箇所で行う。

6 水質検査項目及び検査頻度

(1) 水質基準が適用される、末端給水栓における水質検査項目と検査頻度は、次のとおり実施する

ア 水質検査項目

法令に基づく水質基準項目（52項目）の検査を行う（別表2参照）。

イ 検査頻度

(ア) 毎日検査：法令に基づく水質検査項目の中で色、濁り及び消毒の残留効果の検査については、1日1回行う（別表3参照）。

(イ) 毎月検査：法令に基づく水質検査項目の中でNo.1、2、39、47～52までの9項目については毎月検査を行う（別表2参照）。

(ウ) 年4回検査：法令に基づく水質検査項目の中でNo.10、22～32（12項目）は消毒剤及び消毒副生成物として、No.20は新規水質検査項目のため、No.34についてはアルミニウム系凝集剤を使用しているため年4回行う（別表2参照）。

(エ) 年1回検査：法令に基づく水質検査項目のうち、その濃度が基準値の1/10以下の場合には3年に1回、（1/5以下の場合には1年に1回）まで検査頻度を緩和できるとされているが、水質が安定して良好であることを確認するため、検査頻度を減らさずに年1回全項目検査（52項目）を行う（別表2参照）。

(2) 本市が水質管理上必要とする水質検査項目と検査頻度

独自に行う水質検査（別表4参照）の水質管理目標設定項目は、水源の種別によって着目すべき項目を選定し、水質管理上留意すべきものとして行う。

7 水質検査の方法

(1) 法令に基づく毎日検査については、委託検査とする。

(2) 水質基準項目等の検査については、国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関への委託検査とする。

(3) 水質基準項目等の検査方法は、国が定めた水道水の検査方法に基づいて行う。その他の検査方法については、上水試験方法（日本水道協会）等に基づいて行う。（別表5、6参照）

8 臨時の水質検査

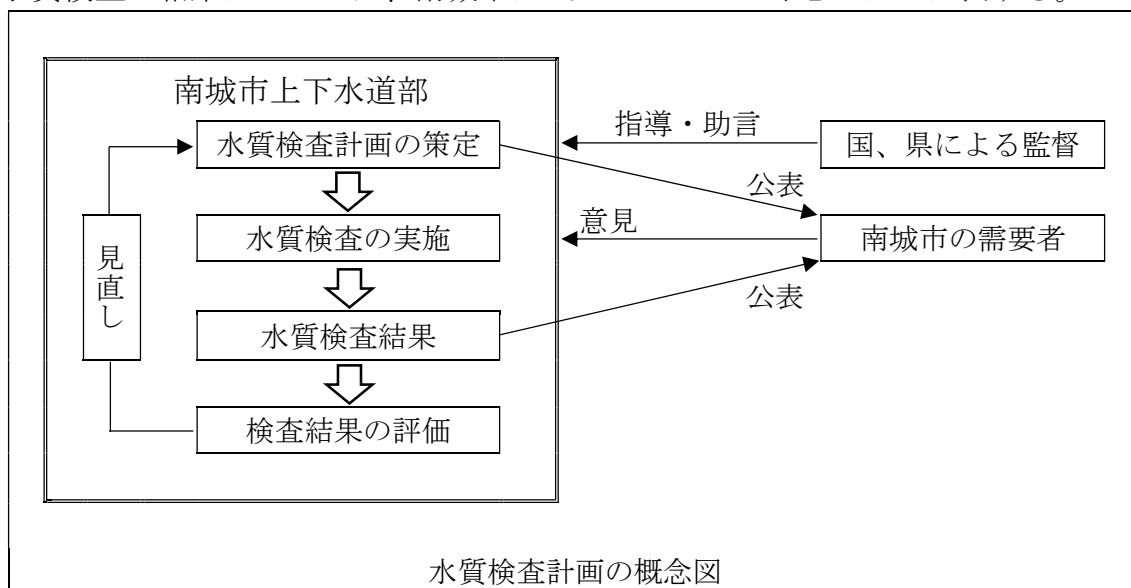
給水末端等で、次のような水質変化があり、水質基準値を超える恐れがある場合には、直ちに受水を停止して必要に応じて配水池や給水栓などから採水して、臨時の水質検査を実施する。

- (1) 原因不明の色や濁り、臭気が著しく悪化したとき。
- (2) 水道施設が汚染された恐れがあるとき。
- (3) その他特に必要があると認められるとき。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで実施する。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度作成し公表する。作成した水質検査計画に基づいて行った水質検査の結果については、南城市公式ホームページや窓口にて公表する。



10 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の実施に当っては、その精度管理と信頼性の保証が重要であることから、本市としては次のことに留意して国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関に委託することとしている。

- (1) 分析技術者や水道技術管理者等の人材が十分に確保されていること。
- (2) 高度の分析機器や精度の高い検査体制が整備されていること。
- (3) 品質保証や顧客サービスの向上に関する ISO の取得や特定計量証明事業者認定などを取得していること。
- (4) 毎年、国、県等が実施する精度管理の評価試験において高い評価を得ていること。
- (5) その他、水質異常時に迅速な対応ができること。

11 関係者との連携

水道に係る水質事故等が発生した場合には、関係機関と情報交換を図りながら現場調査や水質検査等を行い、安全で良質な水道水を供給するよう努める。

問い合わせ先

〒901-1495 南城市佐敷字新里 1870 番地
 南城市役所 上下水道部 水道課
 TEL:098-917-5347 FAX:098-917-5434

別表1-1:浄水の水質状況

津波古分岐系の過去の水質検査結果(最大値の推移、及び期間最大値)

番号	定期検査項目	基準値	R4年度	R5年度	R6年度	過去3年最大値
基1	一般細菌	100個/mL以下	28	0	0	28
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	陰性	陰性
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	0.003	<0.001	0.003
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01	0.02	0.01	0.02
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基21	塩素酸	0.6 mg/L以下	0.06	0.11	0.12	0.12
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.008	0.008	0.015	0.015
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003	<0.003	0.006	0.006
基25	ジブromokロロメタン	0.1mg/L以下	0.017	0.023	0.014	0.023
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.042	0.052	0.047	0.052
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.005	<0.003	0.006	0.006
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.014	0.015	0.016	0.016
基30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.005	0.007	0.003	0.007
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.009	0.007	<0.005	0.009
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.06	0.05	0.05	0.06
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	15.2	14.9	14.0	15.2
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	21.7	32.9	23.4	32.9
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	25	24	21	25
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	87	84	81	87
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001	<0.000001	0.000002	0.000002
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.9	1.0	1.1	1.1
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.6	7.6	7.6	7.6
基48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基50	色度	5度以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

別表1-2:浄水の水質状況

親慶原分岐系の過去の水質検査結果(最大値の推移、及び期間最大値)

番号	定期検査項目	基準値	R4年度	R5年度	R6年度	過去3年最大値
基1	一般細菌	100個/mL以下	0	1	0	1
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	陰性	陰性
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基21	塩素酸	0.6 mg/L以下	0.08	0.14	0.16	0.16
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.008	0.007	0.012	0.012
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
基25	ジブromokロロメタン	0.1mg/L以下	0.016	0.022	0.018	0.022
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001	0.001	0.001	0.001
基27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.040	0.052	0.049	0.052
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003	<0.003	0.005	0.005
基29	ブromokロロメタン	0.03mg/L以下	0.012	0.015	0.015	0.015
基30	ブromokロロホルム	0.09mg/L以下	0.005	0.008	0.005	0.008
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.012	<0.005	<0.005	0.012
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.06	0.04	0.05	0.06
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	15.2	15.8	14.2	15.8
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	23.3	41.4	26.3	41.4
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	29	31	28	31
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	94	103	94	103
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.8	0.9	1.0	1.0
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.7	7.6	7.7	7.7
基48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基50	色度	5度以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

別表1-3:浄水の水質状況

大里分岐系の過去の水質検査結果(最大値の推移、及び期間最大値)

番号	定期検査項目	基準値	R4年度	R5年度	R6年度	過去3年 最大値
基1	一般細菌	100個/mL以下	0	0	0	0
基2	大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	陰性	陰性
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02
基14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基21	塩素酸	0.6 mg/L以下	0.07	0.11	0.12	0.12
基22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.006	0.006	0.011	0.011
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	<0.003	<0.003	0.005	0.005
基25	ジブromokロロメタン	0.1mg/L以下	0.015	0.020	0.013	0.020
基26	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.035	0.044	0.040	0.044
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	<0.003	<0.003	0.005	0.005
基29	ブromokロロメタン	0.03mg/L以下	0.010	0.012	0.014	0.014
基30	ブromokホルム	0.09mg/L以下	0.005	0.006	0.003	0.006
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.005	0.005	<0.005	0.005
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.06	0.05	0.05	0.06
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	15.6	15.6	13.6	15.6
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基38	塩化物イオン	200mg/L以下	22.7	31.7	25.0	31.7
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	29	31	21	31
基40	蒸発残留物	500mg/L以下	92	92	85	92
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001	<0.000001	0.000002	0.000002
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.9	0.9	1.1	1.1
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.6	7.6	7.5	7.6
基48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基50	色度	5度以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

別表2-1:検査項目及び検査頻度(久原児童屋内体育館)

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	検査回数の減	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	回数の減不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/3月	過去3年の検査結果が基準値の 1/5を超えるため、基本頻度とする
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	回数の減不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	○	1回/3月	1回/3年		
基21	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基22	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	回数の減不可項目
基23	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基24	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基25	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基26	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基27	臭素酸	×	1回/3月	1回/3年		
基28	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基29	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月		
基30	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月		
基31	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月		
基32	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月		
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	アルミニウム系凝集剤を使用しているため基本頻度とする
基35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基36	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基39	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	1回/月	自動連続測定・記録をしていないため回数の減不可項目
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/5以下であるが、性状確認等のため
基41	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年		
基43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年		
基44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年		
基45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年		
基46	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年	過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため	
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	1回/月	自動連続測定・記録をしていないため回数の減不可項目
基48	pH値	×	1回/月	1回/月		
基49	味	×	1回/月	1回/月		
基50	臭気	×	1回/月	1回/月		
基51	色度	×	1回/月	1回/月		
基52	濁度	×	1回/月	1回/月		
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	回数の減不可項目
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日		
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日		

別表2-2: 検査項目及び検査頻度(奥武島体験交流施設)

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	検査回数の減	実施検査頻度	設定理由		
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	回数の減不可項目		
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月				
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため		
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年			1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月			1回/3月	回数の減不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため		
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年				
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年				
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年				
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	○	1回/3月	1回/3年			1回/3月	新規項目のため、基本頻度とする
基21	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため		
基22	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	回数の減不可項目		
基23	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月				
基24	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月				
基25	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月				
基26	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月				
基27	臭素酸	×	1回/3月	1回/3年				
基28	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月				
基29	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月				
基30	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月				
基31	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月				
基32	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月				
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	アルミニウム系凝集剤を使用しているため基本頻度とする		
基35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため		
基36	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基39	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	1回/月	自動連続測定・記録をしていないため回数の減不可項目		
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/5以下であるが、性状確認等のため		
基41	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去3年の検査結果が基準値の 1/5を超えるため、基本頻度とする		
基42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため		
基43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年			回数の減不可項目(6月に実施)	
基44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年				
基45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年			過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため	
基46	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年				
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	1回/月	自動連続測定・記録をしていないため回数の減不可項目		
基48	pH値	×	1回/月	1回/月				
基49	味	×	1回/月	1回/月				
基50	臭気	×	1回/月	1回/月				
基51	色度	×	1回/月	1回/月				
基52	濁度	×	1回/月	1回/月				
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	回数の減不可項目		
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日				
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日				

別表2-3: 検査項目及び検査頻度 (有当間産業)

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	検査回数の減	実施検査頻度	設定理由		
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	回数の減不可項目		
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月				
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため		
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年			1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月			1回/3月	回数の減不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため		
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年				
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年				
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年				
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年				
基20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	○	1回/3月	1回/3年			1回/3月	新規項目のため、基本頻度とする
基21	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため		
基22	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	回数の減不可項目		
基23	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月				
基24	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月				
基25	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月				
基26	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月				
基27	臭素酸	×	1回/3月	1回/3年				
基28	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月				
基29	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月				
基30	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月				
基31	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月				
基32	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月				
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年			1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	アルミニウム系凝集剤を使用しているため基本頻度とする		
基35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため		
基36	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年				
基39	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	1回/月	自動連続測定・記録をしていないため回数の減不可項目		
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/5 以下であるが、性状確認等のため		
基41	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため		
基42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年				
基43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年			回数の減不可項目(6月に実施)	
基44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回/3年				
基45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年			過去3年の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため	
基46	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年	1回/月	自動連続測定・記録をしていないため回数の減不可項目		
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月				
基48	pH値	×	1回/月	1回/月				
基49	味	×	1回/月	1回/月				
基50	臭気	×	1回/月	1回/月				
基51	色度	×	1回/月	1回/月				
基52	濁度	×	1回/月	1回/月				
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	回数の減不可項目		
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日				
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日				

別表3: 法令に基づく毎日検査

1. 検査場所 : 各配水池末端給水栓(4系統)
2. 検査項目 : 3項目
3. 検査頻度 : 1日1回

	検査項目	評価	検査計画頻度
1	色	異常なし	365日/年
2	濁り	異常なし	365日/年
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	365日/年

別表4: 水質管理目標設定項目(16項目)

	水質管理目標設定項目	目標値 mg/L以下	令和8年度 検査可否	備考
1	アンチモン及びその化合物	0.02	○	
2	ウラン及びその化合物	0.002 *	○	
3	ニッケル及びその化合物	0.02	○	資機材、薬品の観点から○
4	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	○	
5	ジクロロアセトニトリル	0.01 *	○	消毒副生成物等の観点から○
6	抱水クロラール	0.02 *	○	" "
7	残留塩素	1	—	毎日検査と重複する
8	遊離炭酸	20	○	
9	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	○	
10	有機物(過マンガ酸カリウム消費量)	3	○	
11	臭気強度(TON)	3TON	○	
12	蒸発残留物	30-200	—	基準項目検査と重複する
13	濁度	1度	—	"
14	pH値	7.5程度	—	"
15	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	○	
16	従属栄養細菌	2000個/mL以下 *	○	
	検査項目合計		12	検査頻度 年1回
	検査ヶ所		9	

- * : 暫定値
 ○ : 検査対象項目
 — : 検査対象から除く

別表5: 基準項目(52項目)

	項目名	水質基準値	検査方法
1	一般細菌	100個/mL以下	標準寒天培地法
2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
3	ナトリウム及びその化合物	0.003mg/L以下	フリュームレス-原子吸光光度法、ICP発光分光分析法、ICP-MS法
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	還元気化-原子吸光光度法
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	ICP-MS法、水素化物発生-ICP発光分光分析法
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	ICP発光分光分析法、ICP-MS法
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	ICP-MS法、水素化物発生-ICP発光分光分析法
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	ICP-MS法
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)法
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	イオンクロマトグラフ-ホストラム吸光光度法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)法
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)法
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	ICP発光分光分析法、ICP-MS法
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	パージトラップ-GC-MS法、ヘッドスペース-GC-MS法
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	パージトラップ-GC-MS法、ヘッドスペース-GC-MS法
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	パージトラップ-GC-MS法、ヘッドスペース-GC-MS法
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	パージトラップ-GC-MS法、ヘッドスペース-GC-MS法
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	パージトラップ-GC-MS法、ヘッドスペース-GC-MS法
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	パージトラップ-GC-MS法、ヘッドスペース-GC-MS法
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.000005mg/L以下	固相抽出-LC-MS法
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	パージトラップ-GC-MS法、ヘッドスペース-GC-MS法
22	塩素酸	0.6 mg/L以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)法、LC-MS法
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法、LC-MS法
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	パージトラップ-GC-MS法、ヘッドスペース-GC-MS法
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法、LC-MS法
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	パージトラップ-GC-MS法、ヘッドスペース-GC-MS法
27	臭素酸	0.01mg/L以下	イオンクロマトグラフ-ホストラム吸光光度法、LC-MS法
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	23,25,29,30項の濃度の総和
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法、LC-MS法
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	パージトラップ-GC-MS法、ヘッドスペース-GC-MS法
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	パージトラップ-GC-MS法、ヘッドスペース-GC-MS法
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法、誘導体化-HPLC法、誘導体化-LC-MS法
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	ICP発光分光分析法、ICP-MS法
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	ICP発光分光分析法、ICP-MS法
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	ICP発光分光分析法、ICP-MS法
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	ICP発光分光分析法、ICP-MS法
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	フリューム-原子吸光光度法、ICP発光分光分析法
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	ICP発光分光分析法、ICP-MS法
39	塩化物イオン	200mg/L以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)法
40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	滴定法、イオンクロマトグラフ(陽イオン類)法
41	蒸発残留物	500mg/L以下	重量法
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	固相抽出-HPLC法、LC-MS法
43	ジエオスミン	0.00001mg/L以下	パージトラップ-GC-MS法、ヘッドスペース-GC-MS法
44	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/L以下	パージトラップ-GC-MS法、ヘッドスペース-GC-MS法
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	固相抽出-吸光光度法、固相抽出-HPLC法
46	フェノール類	0.005mg/L以下	固相抽出-誘導体化-GC-MS法、固相抽出-LC-MS法
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	全有機炭素計測定法
48	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法
49	味	異常でないこと	官能法
50	臭気	異常でないこと	官能法
51	色度	5度以下	比色法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法
52	濁度	2度以下	透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法

別表6:水質管理目標設定項目(16項目)

	項目	目標値	検査方法
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	ICP-MS法
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	ICP-MS法
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	ICP発光分光分析法、ICP-MS法
4	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	溶媒抽出GC-MS法
5	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	溶媒抽出GC-MS法
6	抱水クロラル	0.02mg/L以下(暫定)	溶媒抽出GC-MS法
7	残留塩素	1mg/L以下	ジエチル-p-フェニレンジアミン法
8	遊離炭酸	20mg/L以下	滴定法
9	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	パーティラップ-GC-MS法、ヘッドスペース-GC-MS法
10	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	滴定法
11	臭気強度(TON)	3以下	官能法
12	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	重量法
13	濁度	1度以下	透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法
14	pH値	7.5程度	ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法
15	ランゲリア指数(腐食性)	-1程度以上とし、極力0に近づける	計算法
16	従属栄養細菌	2000個/mL以下	R2A寒天培地法

図1 令和8年度水質検査採水地点

